

手取川懇談会規約(案)

(名称)

第一条 本会は、「手取川懇談会」(以下「本会」という。)と称す。

(設置・運営)

第二条 本会は、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長が設置・運営する。

(目的)

第三条 本会は、今後、「手取川水系河川整備計画」に基づいて実施する整備について、手取川に造脂が深く、多方面に及ぶ分野の専門家の方々と意見交換を行い、事業の参考とすることを目的とする。

(組織)

第四条 1 本会は、別添に掲げる会員で組織する。
2 本会が必要と認めたとき、新たな会員を任命することが出来る。

(開催)

第五条 本会の開催は、概ね年に1回を目途に開催する。

(議事)

第六条 本会の議事次第は、事務局で提案する。

(事務局)

第七条 本会の事務局は、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所調査第一課に置く。

(規約の改正)

第八条 本会の規約改正は、会員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行うものとする。

付則(施行期日)

この規約は、平成19年2月2日から施行する。